



年末・年始の可燃ごみ 臨時収集のお知らせ

下記の通り年末・年始の収集を実施します。
必ず8時30分までに出示してください。

	12月 24日 ^④	25日 ^⑤	26日 ^④	27日 ^⑤	28日 ^⑤	29日 ^④	30日 ^④	31日 ^④	1月 1日 ^⑤	2日 ^④	3日 ^⑤	4日 ^⑤	5日 ^④
(窪川・大正・十和地区) 月・木曜日 可燃ごみ収集地区	通常 収集	×	×	×	通常 収集	×	×	×	×	×	×	通常 収集	×
(窪川・十和地区) 火・金曜日 可燃ごみ収集地区	×	通常 収集	×	×	×	臨時 収集	×	×	×	×	×	×	通常 収集

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎22-3119／大正 町民生活課 ☎27-0112／十和 町民生活課 ☎28-5112

環境 コーナー

ごみの不法投棄について

農道や山林、道路脇の待避所や交通量の少ない道路脇などへのごみの不法投棄が後を絶ちません。たばこの吸い殻や空き缶、ペットボトル、ビール缶や弁当ゴミなどのポイ捨てから、わざわざ運んできて放置する粗大ゴミまで全て不法投棄です。

不法投棄は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」違反となり、違反者には、5年以下の懲役もしくは、1,000万円(法人は3億円)以下の罰金、場合によっては、両方が科せられます。何気なく捨てているつもりの方がいますが、重大な犯罪行為です。四万十町内でも、警察による検挙により、家庭ごみの不法投棄で罰金刑などが科せられています。

町では巡回・監視パトロールなどで防止に努めていますが、「きれいなまち」「住みやすいまち」を目指し、不法投棄は「しない」「させない」をモットーに町民全員で不法投棄の防止に取り組みましょう。

不法投棄を 発見したら!!

①発見日時 ②発見場所 ③不法投棄者の特徴 ④車種・車両ナンバー ⑤投棄物の内容などを
わかる範囲でご確認いただき、環境水道課または警察へ連絡してください。
※危険ですから、不法投棄者に対して一人で近づいたり注意をしたりしないでください。

私有地への 不法投棄に ついて

私有地への不法投棄に関して、不法投棄した者が判明しない場合は、個人財産(土地)に対して自治体経費(税金)を投じることは出来ませんので、土地所有者(管理者)がその撤去費用などを負担しなければなりません。
所有地の様子を定期的に確認し、草刈りやごみ拾いをするなど、不法投棄の未然防止のために、自分の土地の適切な維持管理を行いましょう。

不法投棄防止 の看板設置に ついて

不法投棄がひどい町有地には不法投棄防止の看板を設置しています。また、各区長には、地区の了解を得た場所に設置するために、要望があれば看板をお渡ししています。
今後は、町有地だけでなく不法投棄がひどい場所に関しては、看板の設置を行い、さらなる不法投棄防止の啓発に努めていく予定です。
もし、ご自身の山林など私有地に看板が設置されたけれど、撤去を希望される方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】
環境水道課 ☎22-3119／大正 町民生活課 ☎27-0112／十和 町民生活課 ☎28-5112
窪川警察署 ☎22-0110(不法投棄を警察に通報する場合)



税務課からのお知らせ

償却資産の申告はお早めに!!

1月は償却資産の申告月です。新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している中小事業者に対する軽減措置(償却資産分)を受けられる方は必ず提出をお願いします。(新型コロナウイルス感染症特例申告様式も併せてご提出ください。町ホームページまたは、税務課で取得できます。)

対象者

令和3年1月1日現在において、町内に所在する事業用の償却資産を所有している個人および法人。

【例】商品陳列ケース、レジスター、看板、厨房機器、製造機械、土木建設機械、舗装路面、外構工事、太陽光発電設備など

提出期限

令和3年2月1日(月)まで

※申告の必要な方には12月中旬に申告書を送付しますが、届かない場合や新規の申告などで申告書が必要な場合は税務課資産税係までご連絡ください。

※閉鎖・解散・移転などの場合もその旨を記載した償却資産申告書の提出をお願いします。

土地・家屋の異動はありませんか?

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋などを所有している方が納める税金です。

令和2年中に土地の利用状況に変更があった方、また、家屋の新築や取壊が完了する方で税務課の調査がお済みでない方は、お手数ですが、2月1日(月)までに税務課まで届出をお願いします。

届出のあった土地・家屋については、後日確認にお伺いします。

過疎法による固定資産税課税免除について

四万十町では、「過疎地域自立促進特別措置法」および「四万十町固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、下記の要件に該当する場合は固定資産税課税免除の適用が受けられます。

対象となる事業

- ・製造業
- ・農林水産物等販売業
- ・旅館業(下宿営業を除きます)

対象要件

- ・令和3年3月31日までに設備を新設または増設した方
- ・青色申告をしている方
- ・要件判定に係る取得価格の合計が2,700万円を超える事業用資産(建物およびその附属設備・償却資産)を新設または増設した方(土地取得費は要件に含まれません)

免除対象資産

- ・土地(直接事業の用に供する部分のみ)
- ※取得日の翌日から起算して1年以内に、建物が着工された場合に限りします。
- ・家屋
- ・償却資産(「機械および装置」に限りします。旅館業の用に供する資産は除きます)

免除期間

固定資産税が課されることとなった年度以降、3か年免除されます。

申請期限

本年度の申請は令和3年2月1日(月)までに申請してください。

【お問い合わせ先】 税務課 ☎22-3116